

当基金におけるマイナンバーの取り扱いについて

当基金におけるマイナンバーの利用範囲

当基金では、年金・一時金を支給する際に税務当局等に提出する法定調書に記載する目的でマイナンバーを利用します。

マイナンバーの利用範囲は取扱規程に定められており、それ以外の目的で利用することはありません。

加入者の方のマイナンバーの収集について

当基金では、加入者の方からマイナンバーの収集は行っておりません。

退職時もしくは年金受給開始年齢到達時に年金・一時金を請求される際に、当基金へ直接マイナンバーのご提出をお願いします。

受給者・受給待期者の方のマイナンバーの収集について

既に年金を受給されている方につきましては、企業年金連合会を通じてマイナンバーを収集します。

受給待期者の方など、これから年金・一時金を請求される方につきましては、当基金へ直接マイナンバーのご提出をお願いします。